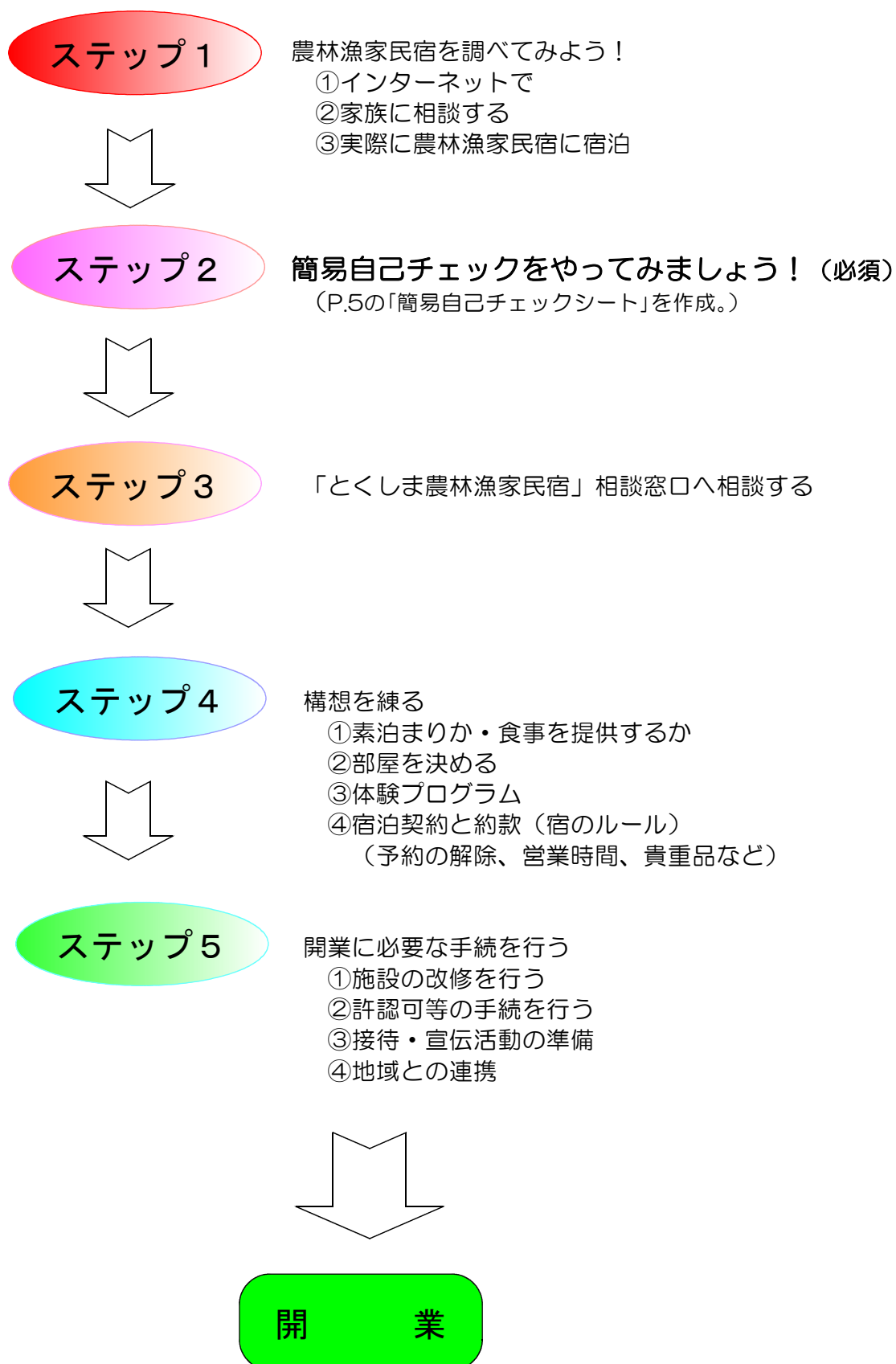


第2章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に向けて



「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その1)

住 所：
氏 名：

	関係法	内 容				該当に○	備 考
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
			上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		→「とくしま農林漁家民宿」対象外
		なし					
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）			経営者が農林漁家であること	
			あり（自ら、あっせん）				
			あり（あっせんのみ）			民宿所在地が特区であること	
なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外			
営 業 に 関 す る こ と	旅館業法	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳20枚以上）				→「とくしま農林漁家民宿」対象外
			33㎡未満				
		最大収容人数	10人以上				→「とくしま農林漁家民宿」対象外
			10人未満（ 人）				
		家族人員	人			—	
		トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
			客 専 用	男性用	箇所	—	
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
		洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること
客専用			箇所	—			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容				該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり		飲食店営業許可必要、食品衛生責任者の設置必要（食品衛生責任者養成講習会修了者等）	
					なし		許可申請までに施設の改修必要	
			なし（素泊まり、自炊（料理体験含む））					飲食店営業許可不要
		使用水	水道水					
			井戸水等（水道水以外の水）				年1回以上の水質検査必要	
施設整備に関する こと	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下					全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要	
		消防法令適合通知書の交付 （旅館業の営業許可申請に必要）					管轄の消防本部（消防署）に相談 （施設平面図、位置図、建物の配置図が必要）	
	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可					全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要	
		旅館用途部分床面積		200㎡以下			建築確認申請不要	
				200㎡超			建築確認申請（用途変更）必要	
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用					処理人槽＝民宿の定員（人）
			住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満					一般住宅扱い
			住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上					処理人槽＝民宿の定員（人）＋5人（住宅用途面積130㎡以下） または 7人（住宅用途面積130㎡超）
	水質汚濁防止法	特定施設（ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設）を設置。					保健所環境担当等に相談	

注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)＋共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)＋共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。

4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。

<参考>

	法 律	内 容	備 考
所在地に関すること	都市計画法	<新築・増設> ・都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域 非線引都市計画区域 ・都市計画区域外	都市計画法 特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農家民宿を開業することはできません。
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地を転用する場合は、次欄の農地法の許可に先立って、農用地区域からの除外が必要になります。	
	農地法	農地の権利を取得する場合や農地を転用する場合は、許可が必要になります。	
	自然公園法	自然公園区域内では、工作物の新築・改築には許可または届出が必要です。 また、樹木の伐採などについて、許可または届出が必要となる場合があります。	
	森林法等	立木の伐採については、許可または届出が必要となります。 また、農林漁家民宿を営む場所や規模によって、法令の制限を受けることがあります。	森林法 特に保安林では注意が必要です。

事前相談チェックリスト

用 意 す る も の		準備できたらチェック	備 考
建物(母屋、離れ等)の平面図			玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図で可)
建物(母屋、離れ等)の見取り図			
建物の配置図			道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
建物の位置図			地域内の位置が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
写 真	全 景		写真があれば、判断が的確になる (デジカメ、携帯写真、既存の写真で可)
	トイレ		
	洗面所		
	浴 室		
	台 所		
	食 堂		
その他			